

## 議案第40号

### 狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

狭山市立学童保育室条例（昭和47年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条各号中「午後6時」を「午後6時30分（土曜日にあつては、午後6時）」に改める。

別表Bの項中「除き前年分所得税非課税世帯」を「除く就学援助受給世帯」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表Cの項中「7,000円」を「10,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成29年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

平成28年6月6日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

受益者負担の適正化を図るため、狭山市立学童保育室の保育料に係る規定を改めるとともに、同施設の保育時間に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。